資料２－４

セキュリティの設定

レベル	アクセス者							セキュリティの概要	防犯装置の種別	対象部分の例
	幹部職員	職員	警察官・刑務官	被疑者・被告人	弁護人・参考人	維持管理担当者	一般来庁者・被害者			
1	○	○	○	×	○	○	○	＜一般開放ゾーン＞ 開庁時間内であれば、原則的に誰でも出入り可能（身分の確認不要）。開庁時間外は、職員の判断で職員以外のものが入ることができる。	CK（屋内のみ）	駐車場、正面玄関等
2	○	○	○	×	○	○	○	＜一般開放ゾーン＞ 開庁時間内であれば、原則的に誰でも出入り可能（身分の確認不要）。	なし	エントランスホール、一般用トイレ等
3	○	○	△	×	△	○	△	＜職員の許可を受けた者が出入できるゾーン＞ 来庁者は、許可を受けて出入り可能。必要に応じて職員が帯同。	CK	(法務局)閲覧室、登記相談室等
4	○	○	△	×	△	△	△	＜職員の許可を受けた者が出入できるゾーン＞ 必要に応じて職員が帯同	K	会議室、(法務局)事務室等
5	○	○	△	△	△	△	×	＜職員の許可を受けた者が出入できるゾーン＞ 原則として、職員からその行動や状況を監視できる範囲に限定	K	(法務局)書庫、(検察)呼出人控室等
6	○	△	△	△	△	△	×	＜幹部職員、及びその関係職員から許可を受けた者が出入できるゾーン＞	K	支部長室、検察官調室、支局長室等
7	△	△	×	×	×	○	×	＜庁舎管理担当職員及び維持管理担当者が出入できるゾーン＞ 庁舎管理担当職員の許可が必要	K	機械室、電気室等
8	○	△	△	△	△	△	×	＜検察庁職員や警察官の監視下にあるゾーン＞ 厳重な警戒の下、施錠された室内において、逃亡されない状態。	K	仮監同行室など

＊摘要　　アクセス者　　○：アクセス可能　　△：許可が必要　　×：不可能

防犯装置の種別　　K：鍵　C：防犯カメラ